

## 明日の裁判所を考える懇談会(第6回)協議内容

### 1. 日時

平成14年11月27日(水)15:00～17:00

### 2. 場所

最高裁判所図書館特別研究室

### 3. 出席者

(委員・50音順)

大木美智子委員,大谷昭宏委員,田中直毅委員,平木典子委員,松尾浩也委員,米本昌平委員

(最高裁判所)

竹崎博允事務総長,安倍嘉人家庭局長

[オブザーバー:濱田邦夫最高裁判所判事,小池裕審議官,大谷直人秘書・広報課長,中山隆夫総務局長,山崎敏充人事局長,大谷剛彦経理局長,千葉勝美民事・行政局長,大野市太郎刑事局長]

### 4. 議題(第6回テーマ「家庭裁判所の機能の充実」)

(1)家庭裁判所の機能の充実について意見交換

(2)その他

(3)今後の懇談会の進め方について

(4)次回以降の日程について

### 5. 会議経過

(1)意見交換の概要は以下のとおり。

(最高裁)

今回は,家庭裁判所の機能の充実について協議することとしたい。まず,少年関係から始めたい。

(最高裁)

資料1の2枚目下からの「2 少年審判運営の在り方」について、本日、意見を伺いたいポイントは、「処遇選択の在り方」と、「被害者に対する配慮の充実」の2つである。資料6の概略図に則して少年審判手続の流れを説明すると、犯罪少年が検挙されると、全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所での調査を経た上で、裁判官による審判が行われる。審判の種類のうち、一番左の検察官送致は、検察官に送致して成人並みの刑事裁判をするもの、真ん中の3つの類型は保護処分、すなわち保護的な教育措置を加えるもの、右側の不処分とあるのは、審判を行った結果、教育的な効果が上がったとして特段の措置を加えないという類型である。

資料7は、一般事件、すなわち交通関係を除いた事件についての終局処分別の表である。事件の類型で粗暴犯とか凶悪犯とか言われるものがあるが、一番下の青色の欄にトータルでの処分の状況を示している。検察官送致の欄には、「刑事処分相当」と「年齢超過」とがあり、20歳の少年法適用年齢を過ぎた者については別として、刑事処分を相当とするというものは全体の0.6%である。次の保護処分の総数が30.2%、不処分が18.3%、審判不開始(審判を開くまでもなく、調査官の面接等で十分改善の実が上がっていると見られた場合に、審判を開かずに終わるもの)が50.2%となっている。以上が全体の処分状況であるが、家庭裁判所においては、少年の犯した非行の事実を踏まえながらも、当該少年の立ち直りを図るためにどうすればいいか、といった角度から検討した上で処分を決めている。

平成12年5月の連休頃に、バスジャック事件など、少年による凶悪事件が続発したことがあった。こういった重大事件の続発を受け、国会において、少年審判における処遇選択の在り方の見直しをすべきではないかとの議論が出た。つまり、少年審判において検察官送致になるものが少ないとの問題意識を踏まえて、一定の重大事件については検察官送致を原則とすべきであるという議論が出て、その年の臨時国会において、議員立法によって、その方向での改正が行われた。

資料1の3枚目に、「少年法20条2項の立法趣旨」とあるが、16歳以上の少年の故意の犯罪行為によって人を死亡させた罪の事件については、原則的に検察官へ送ることとし、ただし、保護教育的措置を施すことが相当である事案についてはこの限りではない、という規定になった。

資料9は、そのような措置をとった結果どうなったのかという改正少年法の施行状況を示すものであり、平成13年4月から平成14年9月末までの1年半の結果が示してある。今述べた処分の在り方等の見直しの関係が表1で、原則的に検察官送致を考えることとされた事件類型の1年半の検察官送致率を見てみると、合計で64.3%、対象になる事件112件のうち72件が検察官送致、つまり刑事裁判のルートに乗ったということである。その他の保護処分が35.7%である。改正前の検察官送致率は、全体としては先に0.6%と述べたが、これらの重大事件については、表1の(注)3のとおりである。若干数値の取り方に違いがあって、改正後の数値と完全に対応するものではないが、殺人で未遂を含むものについては24%余り、傷害致死は9.1%、強盗致死は41.5%の検送率であったが、これを見てどう理解するか。裁判所としては、立法趣旨を踏まえた個々の事件の判断の集積がこの数字になっているわけであるが、この点について意見を伺いたいというのが第1点である。

第2点は被害者に対する配慮の問題で、これも平成12年から議論がされてきたテーマであり、従前、被害者の立場が無視されているのではないかと、この視点から、今回の法改正で見直しが図られた。

資料9の表3のとおり、被害者に対する配慮として明文化されたものは、被害者による記録の閲覧・謄写を認めるということ、被害者による裁判所に対する意見陳述を認めるということ、被害者に対する処分結果と決定要旨の通知を認めることこの3つである。いずれも被害者からの申出によるもので、この表のとおり相当数の申出があり、大半が認められているという実態である。「否」となっているものは、申出をする要件を欠いていたケースということである。実質的に必要性がない、として認めなかったものはないと承知している。

なお、意見聴取の215件の内訳としては、審判廷において少年の面前で意見聴取したものが12件、審判廷外で裁判官が意見聴取したものが106件、審判廷外で家裁調査官が聴取したものが97件、という実情である。

被害者の問題の今後の論点となり得るものの一つに、被害者の審判傍聴をどうするかという点があると思われる。これは今回の法改正でも議論があった点であるが、被害者からは少年審判でどういう審理がされているのか、その実際を知りたい、とい

う要望があり、それをどう考えればいいのかという問題である。他方で、少年審判においては、少年の更生を図るため、少年そのものの内面的な問題や家族関係の非常に細かい問題など高度のプライバシーにかかわる問題を聞きながら審理を進めていくという構造であることから、そういった場に被害者が傍聴していることが果たして適切であろうか、という問題点もあると思う。

この処分の見直しの点と被害者の問題は、少年法改正について5年後に見直すことが謳われている関係で、平成17年頃にはその見直しの議論が起こるものと思われることから、今回、意見を伺いながら考えていきたい。

まず、いわゆる原則検送ということで、原則と例外を入れ替えた結果の数値が、国民の目から見てどのように受け止められるかについて、どうか。

(松尾委員)

統計数値についての感想を一つだけ申し上げたい。今回の資料は9月30日までの1年半分の最新のものであるが、その前に今年の3月末日までの分を集計された1年分のデータが公表されている。それと比較してみると、少し増えたかなというのは、裁定合議が50で、これはちょうど1年の時点ではその半分ぐらいの数字であったので、少し増えている。あとの項目は大体5割増し近い数字で出ているので、私としては安定的な運用になっているなという感想である。

私が法制審議会で検討したのは、事実認定の適正化を中心として、被害者に対する配慮までであった。年齢区分を修正して14歳まで検送可能にするとか、検察官への逆送を原則化するとか、これらはすべて議員立法として行われたものであったが、結果的にはうまく両者が接合して、このような数字上のデータになったのではないかと考えている。

(最高裁)

そういう意味では、あまり運用にばらつきがないと思うが、それを前提としてどんなふうにお考えになるかということを伺いたい。

(大谷委員)

法改正になって、相当、検察官送致というのが増えてきていると考えていいのか。裁判所も法改正の立法趣旨に沿って厳しく処分しているということか。

(最高裁)

この事件類型については、完全に同じ統計ではないので、比較しにくい点があるが、これだけ検察官送致の数字が上がっているということは、そのような認識でよいのではないかと思う。これをどう評価するか、もう少し時間をかけてみる必要があるが、各裁判所が立法趣旨を踏まえて、個々の事案を判断した結果、こういう数字になっているということだと思う。

(大谷委員)

平成13年4月から1年半経過して、国民の目からは注目されているというような感じで見ているが、先日の名古屋の年少少年による児童自立支援施設強盗殺人事件が検察官送致の下限が引き下げられて問題になった1例目ということで、これがどうなるのかである。この点では、法改正になっても、裁判官は少年の更生の方を選ぶのかなと、そういうことが国民の目からは強いのではないか。数字的に見ると、変化しているというのは分かるのだが。

(最高裁)

凶悪事件については、保護処分になった者の内訳とか、あるいはどういうケースでそうなっているのかという辺りがもう少し明らかになると、評価していただきやすいのではないかと思う。

(最高裁)

今回の法改正の中で、今御指摘があったように、従来16歳以上でなければ検察官送致できなかったものが14歳以上であればできることとされ、検察官送致の年齢の下限が下げられたが、まだ該当例はないようであり、これをどう見るかという問題もある。次に、表1の保護処分の内容などを大づかみに見てみると、1つは共犯事件があげられる。少年の場合には共犯事件が非常に多いが、共犯事件の場合は主犯か従犯かによって非常にかかわり方に違いがある。それを踏まえて、主犯格は検察官送致とするが、従犯は大方が保護処分、という整理ができると考える。また、成人と少年という組合せもある。その他に、単独犯での場合は、年齢的なものが一つの考慮基準になっているようであるが、被害者と加害者との関係という視点もある。例えば、女の子が嬰兒を殺したというケース、あるいは、親子間の葛藤の爆発した形で事

件が起きてしまったような場合で、遺族からは厳罰を望まないというケースにおいて保護処分が付するというタイプが見受けられる。

16歳未満の事件で検察官送致されていない事件について、報道に公表された決定要旨を見ながらの私の感想としては、少年自身の社会性などが未熟であるため、これを少年院において教育して立ち直らせることが妥当であり、刑務所に入れたのでは、なかなか十分な教育効果が上がらないだろう、ということ踏まえて保護処分が選択されていると理解していいように考えている。

14, 5歳の事件で、個々の事件について云々するのがいいかどうかということはあるが、そういうものを踏まえて、今の処分のあり方をどう見るかについて伺いたい。

(松尾委員)

大づかみな議論をさせていただくと、年齢に関する法改正に対して、一般的に少年法の研究者からは、批判的な意見が非常に強かったと思う。確かに、頂いた資料を見ると、殺人や強盗致死については従来の率から見てほぼ2倍の検送数値になっているし、傷害致死に至っては約6倍になっている。この数字だけからすれば、厳罰化であるという批判も当たっているように見える。

しかし、アメリカなどでは、法改正のたびに年齢を引き下げており、また、罪名によって家庭裁判所の管轄権を全く否定して刑事裁判所で裁判することとしている。それに比べると、今回の日本の法改正は非常にきめ細かい。家庭裁判所の管轄は厳として存しており、事件の一部を原則逆送としつつ、少年の健全育成の観点から逆送しないということ、ただし書を付けて裁判所の個々の事件に応じた判断を許すという形になっている。議員立法として行われたが、それはそれで良かったのではないかと思う。

(最高裁)

この問題は、ある意味では感情的なものが背景にあると思う。5年後に見直すときに、何をとりえて、どういう見直しをするかは非常に難しい作業だと思うが、裁判所として今後どういう指標に注目をし、どういう方向にアンテナを張っていかなければならないかを考えておく必要があると思う。

(松尾委員)

それだけに、ジャーナリズムによる意見表明が非常に重要になる。

(大谷委員)

私は一貫して厳罰化を望む立場である。神戸の事件がきっかけで、その後のバスジャック事件、豊橋の事件などを見ていて、これは厳罰化だと言ってきた。人権擁護派からは批判されるが、私が厳罰化だと言う理由は、少年犯罪に対する処分の在り方が抑止力になっていないからで、少年法改正によって検察官送致が増えた結果、少年犯罪の抑止力に作用しているのかが問題である。

(最高裁)

抑止力を見るという観点では、長いスパンで見なければいけないと思う。特に殺人事件は、前年多かったものが翌年減るなど、年によって非常に波が大きく、そういう波を繰り返している傾向がある。短期間のスパンの数値であるが、殺人の受理件数は、平成13年の上半期が37件、14年の上半期は20件と減っている。強盗は微減であるが、強姦、放火は微増ということで、もう少し長期的に見ていかないと評価しにくいと思う。

(最高裁)

刑務所に入れるというのは、一つには教育刑主義であり、そこで更生して矯正して一応普通の社会人として復帰するという面と、もう一つは、教育は無理だが、出すと犯罪を犯すからというので入れておくという、つまり社会から隔離するという面がある。少年の場合、一般論から言うと、少年法に基づく教育や手厚い保護と少年の可塑性もあって、成人の場合よりもぐっと低い再犯率というのがあってしかるべきという気がするが、どうなのか。

(最高裁)

少年の場合は、少年時代に犯したものがいつまでに立ち直ったらよしとするかという点があり、再犯率の調査はなかなか難しいし、少年の期間だけで再犯がどれだけあるかを比べても意味がなく、成人になってからも事件を起こさないかどうかまでチェックしないと意味がない。

(最高裁)

大谷委員の言う抑止力というのは、特別予防の関係、すなわち当該少年がどう変わるかということより、むしろ一般予防の関係、すなわち厳罰化をすることによって他の少年がそういうことを犯さないようになるというような観点ではないか。その観点からは、少年の殺人事件が、この後減少傾向になるのかどうかという辺りを見るべきで、殺人がどのぐらい少年の割合で起きているかということを中心に中長期的に見なければ、抑止力がどうなるのかということは、なかなか判断できないのではないか。

(大谷委員)

私が言ったのは両方の意味がある。再犯率ということが日本では余り出てこない。少年の方も14歳までだったら大丈夫だという傾向にあるが、保護処分が厳罰化されているという報道がされ、懲らしめてやれということになれば減ってくる。大人の再犯率というのは46%くらいか。

(最高裁)

いわゆる再犯は、刑事裁判をやっている感覚で言うと、罪種によって全く違うという感じで、例えば殺人の再犯というのは、刑期が長いので、非常に少ない。一番再犯率が高いのは無銭飲食であり、これは刑期がせいぜい10月とか8月なので、幾らでも再犯ができ、前科数十犯というのがいる。ところが窃盗になると、常習累犯窃盗という犯罪類型があるので、3回すれば刑期が3年以上になるので再犯が難しくなる。だから再犯率というのは、一般的には非常に議論しにくく、罪種によって本当に違ってくる。

(大谷委員)

少年院に矯正の効果があるのかないのかについては、大人の再犯率は約46%で、少年院を出た者がもう一度少年院に入ってくるというのは20何%くらいと聞いたことがある。

(最高裁)

それには執行猶予者は含まれていないと思われる。執行猶予者を含めた数字は出ないのではないか。

(最高裁)

死刑についてデータの抑止力があるかどうかというのも、把握が非常に難しい。

(大谷委員)

抑止力の効果があるのかということを裁判所はどのような形で示すのか。

(最高裁)

裁判所自身においても、従来の数字よりかなり高い数字の検送決定がされているわけであるから、少年審判の運営においても、当然、裁判官の物の見方というものが反映されてきているということだと思う。同じ処分をするにしても、その説示であるとか、その姿勢であるとか、その点においても相当違うものが表れていると思う。数字に表れているのが氷山の頭の部分で、その下の方にそれだけのものを裁判所は認識しているのではなかろうか。

(最高裁)

最終的に刑事処分でどうなるかというところまで伝えられないと本当はメッセージにはならないのではないか。

(最高裁)

少年が検察官送致された後の刑事裁判の結果は、平成14年10月16日までに確定した事件についてみると、その間に成人になった者で定期刑になったものが6件、少年として不定期刑となったものが19件、無期が1件、家裁に事件が移送されたものが2件である。さらに、殺人では懲役9年の刑、あるいは5年以上8年以下といったものがあり、傷害致死では重いものが6年、低いものが2年以上3年以下、強盗致死では5年以上7年以下ということで、それなりの刑事処分になっていると見てよいと考える。

改正少年法の実施状況のデータについては、平成14年3月までは逐次メディアにも提供した。その後、要望があった1社には1年半のデータをお渡しして報道されている。これについては、ホームページ等を活用して公表することを考えたい。

(最高裁)

5年後に見直すときには、ある程度データのものを求められると思うので、こちらもメッセージの書き方などを実践的に考えなければいけないと思う。

(平木委員)

数というよりも、内容的なものを示していただきたい。14歳、15歳、16歳というのは微妙な年齢であるが、それを14歳で区切られた理由があって、その理由も含めてどうなのかというのは、内容を見ないとわからないのではないかと思う。少年がどう変わったかという内容が知りたい。

(最高裁)

現在の少年が持つ問題については、重大事件の実証的研究を行い、公表した。個々の事件については、決定要旨をメディアには要望があれば提供するようにしている。

(平木委員)

社会を反映して犯罪は起こり、社会の機能不全が個人の機能不全と相互作用していると考えているので、この年代で検察官送致になったときの後がどうなって、そうでなかったときはどうだったかというのを知りたい。

(大木委員)

子供達の世界の中で、ホームレスが殺されてしまったり、それ以外にもそういう事件が起こっており、こんなことをしたらこうなるんだということを、もう少し学校教育の中で教えられないかと思う。これからまた見直しをすることを考えると、大人だけで議論するのではなく、教育をきちんとやっていかないといけないという感じがする。

(最高裁)

次に、第2点目の被害者に対する配慮の充実に関して、記録の閲覧・謄写、意見聴取、結果等通知のデータについて、どのように考えるか伺いたい。例えば、意見聴取の215件のうち審判廷で少年のいる前でなされた意見表明というのが12件あるが、その取扱いはどうか。

(松尾委員)

その12件という数字については、1年前は5件だったので、やはり増える傾向だと思う。

(最高裁)

補足すると、被害者の方から意見を述べたいという申出があった場合に、どういう場面で述べたいか、少年の面前で述べたいというご希望かどうか、裁判官に述べたいのか、調査官がよいのかという希望を伺った上で、それを踏まえて対応している。もち

るん、少年の面前で述べたいという要望があっても、その状況からしてそれは不適當だということで、裁判官が少年のいないところで聴取したというものもあると思うが、基本的には要望を十分踏まえて対応している。

(米本委員)

被害者の意見聴取をすることはすごいことだと思う。意見を聴くとしても少年の面前でなく、個別に聴くのではないかと思っていた。

(大谷委員)

被害者が意見陳述を少年の面前で行うとなると、少年に対して極めて糾弾的、弾劾的になると思うので、少年によい影響を与えるのだろうか。他方で、裁判所はちっとも被害者のことを考えてくれないとも言われるが、被害者の意見陳述については裁判所は慎重にすべきで、厳密に考えていくと難しい問題と思う。

(最高裁)

現場の裁判官も非常に悩んでいる部分だと思うが、被害者の要望を踏まえて、被害者の側の状況と少年側の状況とを十分見ながら、被害者が冷静に物を言える状況にあるかどうか、少年がきちんと受けとめるだけの素地を持っているかどうかといった辺りを十分比較考量しながら判断されているものと考えている。なお、これまでに少年審判廷で意見を述べたことによってトラブルが生じた例はない。

認められなかった8件というのは、申出には資格が限られているが、その資格が認められなかったケース、あるいは審判を開かなかったケースで、いずれも要件を充たしてなかったものである。

意見聴取については、一つには、被害者にとっては、意見を述べたということにおいて大きな意味があるが、少年にとっても意味を持たせたものとしなければならない。また、その後の執行段階にもそれを引き継ぎ、家裁でできなかった分をきちんと執行機関でフォローしてもらえないかとも考えている。長い時間をかけて少年にきちんと事件に向き合う姿勢を持たせることが課題だと思う。

(最高裁)

審判傍聴もそれとほとんど同質的なものではないか。意見を述べるか述べないかは別として、これはまだ立法化はされていないが、その必要性という問題はまた出てくるだろうと思う。

(松尾委員)

加害者と被害者を逢わせるということには、加害者と被害者、場合によってはその背後のコミュニティをも含めて、犯罪によって生じた傷跡を癒すという意味がある。司法の本来の目的が「癒し」にあるとすれば、これが「修復的司法」ということだと思う。本来、少年審判は非公開であるし、事件によってはまだ生々しいので、慎重さも必要である。一方、少年院に被害者を呼んできて話を聴かせたり、また、直接の被害者、加害者ではないが、特定の犯罪の被害者たちと加害者たちを会わせることによって効果を上げているケースもあると聞く。家裁の教育的効果をそういう方向で考えることもできるのではないか。

(最高裁)

少年法の理念からすると、今までのような取扱いでよいのか、あるいは、松尾委員が言われたように、もっと広い観点で基本的な感覚自体を見直す必要があるのかどうか、日本の審判の仕方は、ある意味では非常に理想主義的な色彩が強いようにも思うが、その辺りはどう考えるか。

(平木委員)

社会の機能不全と個人の機能不全が相互作用の悪循環を起こしている中で、少年事件は社会が起こしている様々な機能不全の一つの象徴的な現象であると私は見ているので、この人たちを罰することをこの社会がやってよいのか疑問がある。だからといって罰する必要はないとは全然思っていないが、そういう悪循環の中で少年の罰をより厳しくすればよいということではないという感じがする。

一方で、もし私が被害者側であれば、もっときつい罰でもよいと思うだろうと個人的には思っているので、とても迷うところで、結論は出ない。家族とか大人とか成果主義的な社会が、子供たちの心を貧しくしているのは確かで、どのように彼らの心を育てるかは崇高で大きな課題であり、難しい問題だと思う。

(最高裁)

松尾委員の言われた「修復的司法」という発想も今後の課題だと思う。被害者と加害者との間で話し合いをして、そして地域社会との間でも加害者との間で関係ができて、地域社会に子供をうまく帰すようなネットワークを築いていかなければならないという発想で始まったものである。このためには社会的な資源が必要になってくると思う。それは一つの機関ではできず、社会的基盤、つまり社会自身がそのことを受け入れるという基盤が必要ではないかと思う。そう考えると、今の日本の社会の中でどう基盤を作っていくかは難しい課題だとは思う。

(平木委員)

今、カウンセラーの中では、被害者と加害者を会わせることを積極的にやっている。たまたま知った被害者と加害者を会わせる努力というものを個人の力でやっている人もいる。そういうものが、NPO的なものを含めて、広がっていくことが非常に大切だと思う。

(大木委員)

子供の虐待で私が感じているのは、子供は地域の子供だからということで、地域の人たちが子供を見ましようという人たちもいる。そういう基盤を作っていく、それが大きくなっていく、というのがよいのではないか。そういうことが、背景として必要ではないか。

(大谷委員)

一般の社会はどうしたらよいか分からなくて悩んでいる。だから、家庭裁判所はもう少し社会に進出してよいのではないか。子供たちの事件で、子供たちは大騒ぎしていない。こういうことをすればこうなる、こういうことによってこういう結果が出るんだということ、子供自体が被害者なんだということ、家庭裁判所はどう考えているのか、家庭裁判所の役割はどうなっているのかについて教える必要がある。

(最高裁)

各地域で家裁と関係機関の協議会がいろいろあり、少年の関係では、保護観察所との協議会、児童虐待に特化した協議会というのを各家裁レベルで開いている。さらに地域のネットワークが最近活発であり、虐待問題などについても、ネットワークに要望があれば、家庭裁判所の家裁調査官が出かけて行って、知見をそこに紹介する

ということをしている。裁判所が行政的な輪にどこまでコミットできるかという問題もあるが、情報発信はできるので、求めがあればいろいろな場に出ていくことを考えていきたい。

(最高裁)

地域の関係も非常に重要だと思うが、少年の場合には、親、兄弟との人間関係が重要であり、加害者、被害者との関係でも、加害者は少年自身だけではなく、家庭の中で未成年である少年がどのように行動したかというのが問題になる。「少年裁判所」ではなく、「家庭裁判所」という名前なのだから、裁判所も家庭というものをもう少し受けとめてもよいのではないかという気もする。少年犯罪を生む土壌等、社会的な問題ももちろんあるだろうし、それが家庭という単位に反映され、また少年という個人に反映されてくるというメカニズムについて、どこまで裁判所の守備範囲かというのは問題になるけれども、成人犯罪と言われるものと比べて、少年の場合には家庭の比重というものを裁判所としても重視していかなければならないのではないかと思う。

(松尾委員)

少年手続について議論していると、家庭裁判所は非行少年を甘やかしているのではないかという話が出てくる。今日の資料を見ても、手続の流れの中に「不処分」や「不開始」というものがあり、調査官を中心にいろんな働きかけをしているにもかかわらず、何もしないという印象を与えているようなきらいがあると思う。

(最高裁)

「不処分」の中には「非行なし不処分」というケースもあるが、多くは、今、松尾委員が言われたように、審判を開いたけれども保護処分にしないというものである。

(松尾委員)

むしろ不処分については、例えば、「審判終了処分」、不開始については、「調査終了処分」等、もっと積極的なイメージの言葉を使った方がよいのではないか。

(大谷委員は、都合により退席)

(最高裁)

資料1にあるように、家庭のあり方や家庭観が多様化していることから、紛争における意見の対立は厳しくなり、家事調停での解決が困難化している。また、若年離婚が増加している一方で、調停委員の62%が60歳以上という現状である。資料5にあるような選考手続により調停委員は任命されているが、柔軟な思考力のある調停委員として、資質のある人をどうすれば選任できるだろうか。選考過程については、斤毎に工夫を凝らしてはいるが、家裁の関係者以外の視点を入れることをどう考えるかも一つのテーマである。今後、広報活動も必要と思われるが、よい知恵や教をいただきたい。

(大木委員)

調停委員の募集は新聞等でされ、募集されていることが一般国民の目に触れられるのか。資料5にある選考手続による不合格率はどのくらいか。調停委員の中で、宗教家の割合はどのくらいか。

(最高裁)

新聞募集はしていない。関係機関に対し、機会ある毎に調停委員の推薦依頼をしている。新聞等により募集しないのは、調停が、難しい状況で双方の言い分を聞いて説得していくという手続であり、経験や人間性が重要な要素であるため、関係機関に推薦を依頼している。地域によって応募者数が異なるので、不合格率については把握していない。ちなみに、東京家裁では、毎年60名ないし70名を選任しているが、その際、選任を見送られた人はいると思う。僧侶や牧師といった宗教家の割合は、3.1パーセントである。

(最高裁)

検討していきたいのは、調停委員の年齢と、人間関係の紛争に理解ある人の給源の拡大の方法についてである。各家庭裁判所は、公的機関のみならず、地域の福祉関係の団体にも推薦依頼のために出向いている。

(大木委員)

30代から40代の人が離婚調停を申し立てれば、60代の調停委員は、説教的になるのではないかと。同年代の調停委員にしたほうが話し合えるのではないかと。ところで、調停委員になるときに、技術的なものを教えられる講習会等はあるのか。

(最高裁)

研修の機会はある。調停の仕組みや手続について、裁判所が相当行っている。また、調停委員同士での自主的な勉強会も開催している。

(大木委員)

合否を判定するとき、聞き上手だとか、資質判定の基準があって、それに基づいて判断しているのか。カウンセラーを入れて判断するということはどうか。

(最高裁)

画一的には判断できないので、総合的な判断をしている。カウンセラーを入れることについては、意見があれば伺いたいと思う。

(最高裁)

結局は、どういう職業経験を持っているかというようなことになる。

(米本委員)

具体的にはこういった団体に推薦依頼をしているのか。

(最高裁)

地方公共団体、弁護士会、司法書士会、商工会議所、大学等である。臨床心理士の資格を有している調停委員はいるが、そうした団体に推薦依頼しているかは把握していない。

(大木委員)

調停委員の身分保障や報酬はきちんとしているのか。

(最高裁)

非常勤の国家公務員という身分になる。1日当たり約1万7000円の手当プラス交通費を支払っている。

(松尾委員)

昔は、「日当」として支払われていたのが、30年前の改正により「手当」となり、よかったという話を聞いている。

(最高裁)

昭和49年の改革による。

(大木委員)

テレビで見たのだが、栃木県の大学生が相談員となって10代の子供達と性の問題について話し合い、年齢が近いことから非常にうまくいっているということだ。

(最高裁)

資料4 - 1にあるように、女性の調停委員は若い人が多い。フルタイムの仕事をもっている男性の調停委員の年齢を引き下げるのは一般的には難しい。弁護士を任命するなら可能だと思うが。

(最高裁)

無職か有職かが調停委員の年齢を反映している。手当は出しているけれども、収入に代わるものというところまではいかないから、どうしてもボランティア的色彩から脱却できない。家事事件と民事事件の調停委員を合わせて、約2万人の調停委員を確保するということになるから、年齢の幅を広げることは難しい。

(平木委員)

年寄りが駄目で若いからよいとは限らない。私は、カップルカウンセリングをしているが、若いカップルから、年齢が上のカウンセラーをあててほしいと言われることもある。調停委員がボランティア的な仕事だという視点を変えて、企業からでもどこからでも調停委員を選任するというのを国の機関が認めればよいと思う。

(最高裁)

裁判員の調停版ということか。

(平木委員)

調停委員のほうが、裁判員よりずっとやりやすいという気がする。

(大木委員)

大企業には法律家がいるのだから、企業の社会貢献としてするのはどうか。

(米本委員)

私はNGO活動をしているが、男性はリタイアした人なので、構成は調停委員とほとんど同じである。企業の中には、給料は払うから、社会貢献してこいというところもある。

(平木委員)

調停委員に推薦される人は、一定程度の基準を満たしていると認められた人だと思う。人は様々な価値観を持っているので、バリューフリーな人を選ぶことは不可能であ

るが、自分がどんな価値観を持ち、自分の性質や行動傾向を知り、そこを意識して関わられるバリューセンシティブな人を選ぶべきだと思う。また、推薦された後、そのあたりをきちんと見定めることができるテスト等をすべきだと思う。

(米本委員)

ところで、調停委員は終身なのか。

(最高裁)

調停委員の任期は2年で、再任は可能である。年齢は原則として70歳までとなっている。

(最高裁)

調停委員の年間の手当は、100億円強である。地裁と簡裁における紛争は、訴訟手続と調停手続と半々で解決している。

(松尾委員)

責任ある個人の推薦というのはどうか。例えば、PTAなどを通じて多様な人材を知っている小中学校の校長に推薦してもらうのはどうか。

(最高裁)

多くの人を知っている個人の方に推薦してもらうことは、検討していきたい。

(最高裁)

アメリカの陪審員制度では、雇用主が給料を減らさない、あるいは少し減額するだけである。国民全体から、調停委員は社会に必要であると思ってもらうことが必要である。

(大木委員)

私もそう思う。企業イメージもよくなると思う。地方に行くと調停委員や民生委員は偉い人というイメージがある。

(田中委員)

調停委員は、何人いるのか。

(最高裁)

民事の調停委員が約1万3500人、家事の調停委員が約1万2000人だが、兼ねている人もいるので、約2万人である。

(田中委員)

調停委員は、約2万人という人数で紛争の半分を解決しているというのは非常に効率  
がよい。地方自治体の議員が約7万人おり、その年収は600万円以上だが、ボラン  
ティアにしたほうがよいと思う。

(米本委員)

今の行政部門は優秀だから。

(最高裁)

裁判所の予算は約3100億円から約3200億円であるが、そのうち約100億 円が  
調停委員の報酬である。コスト効率のよい紛争解決手段といえる。実行満足度も高  
い。癒しの効果もある。外国から日本の裁判所の見学に来る人の中には、調停を見  
たいという人が多い。

(松尾委員)

裁判官の関与はどうなっているのか。

(最高裁)

調停手続の冒頭に裁判官が方向付けし、調停委員が当事者の話を聞き、節目節目  
に裁判官が加わる。裁判官は、調停委員からその都度報告を受け、相談しながら進  
めている。

(松尾委員)

当事者が納得すればよいのか、それとも裁判所が行っている手続なので、法律の枠  
内での解決になるのか。

(最高裁)

ケースバイケースである。当事者の合意の内容が、力関係を反映してあまりにもおか  
しいというケースでは、裁判所として更に検討を進めている。

(最高裁)

今後導入する非常勤裁判官は弁護士からなってもらおうのだが、調停に関与してもら  
うことになる。調停の充実強化が図られることが期待される。

(最高裁)

民事調停は、簡易裁判所で行う手続であるが、裁判官が法律的な部分に關与して説得するといった程度の違いがある。

## (2) その他

### (最高裁)

これまでのテーマである「裁判官の在り方」、「民事裁判の在り方」について、委員の意見を踏まえて、検討してきたことを報告する。

### (最高裁)

裁判官制度に関しては、現在検討を進めている裁判官制度改革の全体像と裁判官の任命に関する検討状況を紹介したい。近年、ますます複雑化・多様化する社会のニーズに対応していくため、大きく分けて3つの視点に立って裁判官制度改革の検討を進めている。その3つの視点とは、(1)多様性、(2)専門性、(3)透明性という視点であり、資料10にあるように各種の改革方策を進めている。たとえば、裁判官の多様性を確保するために、弁護士から裁判官への任官(いわゆる弁護士任官)の促進、判事補が裁判所外に出て弁護士等の多様な経験を積む外部派遣制度の検討を行っている。また、専門性を高めるために、知的財産権事件、医療事件等の専門事件を扱う専門部の設置、充実を図っている。さらに、裁判官人事の透明性を増すために、人事評価制度の改革の検討を進めているところである。

下級裁判所裁判官指名諮問委員会(仮称)の設置の検討について説明したい。現在、この問題については、一般規則制定諮問委員会という裁判所外の有識者を交えた委員会で検討しているが、この12月24日、その答申を得る予定である。その概要は、資料11のとおりである。下級裁判所裁判官については、最高裁が指名した者の名簿によって内閣が任命することとなっているが、この指名諮問委員会は、最高裁が候補者を指名するプロセスにおいて、裁判官として指名することが適当かどうかにつき、最高裁に意見を述べる委員会である。このような委員会を設置することは、裁判官の任命過程の透明性を高めることになり、裁判官に対する国民の信頼が高まるであろう。また、国民の意見を反映する委員会が關与することによって、社会のニーズに応えうる裁判官を確保することにもつながるものと考えている。指名諮問委員会には、

法曹三者のほか学識経験者の委員も相当数参加していただこうと考えている。また、指名諮問委員会の判断を実質的なものとするために、全国8か所に、任官希望者に関する情報を収集する地域委員会を設けることとしている。

最高裁としては、一般規則制定諮問委員会の答申を受けた後、指名諮問委員会の設置に向けて、鋭意作業を進める予定である。

指名諮問委員会の設置についての取組み状況については、以上説明したとおりであるが、弁護士任官の推進等他の裁判官制度改革の課題についても、引き続き検討していく予定である。今後、この懇談会の場でも意見を伺ったり、あるいは、報告したりすることがあると思う。

(最高裁)

「これからの民事裁判のあり方」について、この懇談会でいただいた意見を整理すると、(1)迅速化、(2)審理の充実、(3)利用しやすさという3つの視点から検討することが大切だと考える。このような視点を基に、民事裁判の課題と方策について整理、検討したものが、資料12である。3つの視点それぞれについての民事裁判の「課題」については、この資料12にまとめたとおりである。その解決方策として検討したところを、「方策」の中に記載してあるが、その中でも赤い部分で示したところが重要な3本の柱であると考えられるので、これらを中心に説明させていただく。

迅速化という点は、国民からの要請が最も強い部分であり、前回、松尾委員からも、「『民事こそ迅速な裁判を受ける権利を保障しなければ』ならず、『迅速な裁判というのが国民の権利なんだ』ということを弁護士さんを含めてコンセンサスを作っていく』ことが必要である」との指摘を、田中委員からも、経済活動との関係等からもあまり裁判のスピードが遅いといけないのご指摘をいただいた。確かに、迅速化は重要な課題であり、これについては、審理に時間を要している要因を調査したところ、複雑な事件では、当事者の事前準備が不十分な状態で見通しのないまま主張を展開し、裁判所も当事者まかせで審理を進めていることがある。今後、審理の初期の段階から、終期の見通しを持ち、また、訴訟の進行過程の大枠をあらかじめ決めて、的確に訴訟を進めていくこと(計画審理)により、迅速化は相当程度達成できると考えている。

もっとも、この懇談会でも、裁判の迅速化については、審理の充実もあわせて行われることが重要であるとの指摘を多くの委員からいただいた。審理の迅速化と充実を実現するために最も重要なのは、裁判所及び弁護士がこの点の意識を強く持ち、それが可能な態勢を整えることだと考えている。そのためには、裁判所としては、協議会や研究会等を通じて、迅速かつ充実した進行への意識を高めるとともに、増員等の態勢整備を図っていくことが重要である。それと同時に、民事事件は、検察官が起訴までの間に準備を終えている刑事事件とは異なり、双方当事人が主張立証を展開するという当事者主義を採っているため、当事者、特に弁護士の活動が重要である。弁護士が、迅速かつ充実した訴訟進行が可能となるように、全体の数を増やして地域的偏在をなくす一方、複雑な事件では、複数の弁護士で事件を受任し、共同して対応できるような執務態勢の改善を行い、十分に訴訟前や期日間の準備を行うことが必要であると思われる。

なお、特に、専門的な知見を必要とする専門訴訟の審理を充実させるためには、裁判所や弁護士の専門的な知見の不足が指摘されていたことから、集中部・専門部等の設置・強化や、研修等による裁判官の専門化、それに対応できるような弁護士の態勢づくりが必要である。これに加え、現在、争点を整理する段階から専門家が関与できる専門委員制度が検討されているが、今後は、専門家の協力を得るための基盤整備をさらに進めていくことが重要と思われる。

裁判手続の利用しやすさについては、この懇談会でも、北川委員をはじめ多くの委員から、言葉の使い方や受付の改善等について具体的にご指摘いただいた。また、裁判手続の利用しやすさという点からは、現在、インターネットの利用が重要と考えており、民事手続では、すでに不動産競売手続について、売却不動産の物件情報等をインターネットを通じて公開し、一般の人が競売に参加できるようにするサービスを今年の7月から東京と大阪で開始し、好評を得ている。

この懇談会での議論で、迅速化、審理の充実及び手続の利用しやすさという点で、様々な意見をいただき、たいへん有益であった。今後の制度改正や運用上の方策等を検討する際には、これらの意見を踏まえて更に検討を進めていきたいと考えており、また検討が進んだときには改めて報告することとしたい。

(3) 今後の懇談会の進め方

次回は、刑事裁判についてテーマを絞って議論することとなった。

(4) 次回以降の日程

第7回：平成15年1月29日(水)午後3時～5時

第8回：平成15年3月17日(月)午後3時～5時

第9回：平成15年5月23日(金)午後3時～5時

第10回：平成15年7月18日(金)午後3時～5時

以上